



令和7年6月号

連絡先: 〒649-1534

和歌山県日高郡印南町印南3168

電話 : 携帯 090-9054-4552

自宅 0738-42-1071

FAX : 自宅 0738-42-1071

e-mail: yoshiyuki-2776@hotmail.co.jp

社会保険労務士

脇谷事務所便り

◆「助成金の活用」

助成金の活用は、事業者にとって非常に有効なものです。そのことについては、平成27年6月号で取り上げておりますのでその内容を改めて確認します。(別添参照)

◆「助成金の活用方法」

助成金の活用方法としては

①事業の方向性の延長線上に助成金をもってくる。

良くない使い方は、助成金が出るから使わなければ損と考え、助成金に合わせて、あわてて事業を考えるやり方。いわゆる「助成金ありき」の考え方です。

②助成金の内容を吟味してどの助成金を活用するか考える。

ことが重要です。

助成金を吟味する際は

1. 受給額 2. 内容理解度 3. 計画実行難易度 4. 書類作成難易度 5. 受給までの期間などを総合的に判断することになります。

◆「令和7年度雇用関係助成金の傾向と対策」

令和7年度の雇用関係助成金において注目すべきキーワードは、「採用」「賃上げ」「育児・介護」の3つです。

(1) 採用助成金 (別添図表1)

政府は、特に非正規社員を正社員として採用する企業に対して積極的

な支援策を講じており、中高年層の安定雇用を促進するための助成金制度が多数整備されています。

(2)「賃上げ助成金」(別添図表2) 賃上げ実施を要件とした助成金の新設・拡充が進められています。

(3)「育児・介護助成金」(別添図表3)

法改正を後押しする支援策として助成金の拡充が行われています。

◆「令和7年度使える助成金」

改正・新設された助成金及びこれまで申請して好評であった以下の助成金を中心に活用を考えています。

1. キャリアアップ助成金
2. 65歳超雇用推進助成金
3. 両立支援等助成金
4. 人材確保等支援助成金
5. 業務改善助成金
6. 特定求職者雇用開発助成金

(別添資料参照)

事業所としては長期的な視点に立って、将来の事業所の運営を見据えて、必要な助成金を積極的に活用して欲しいと考えています。

■「当事務所より一言」

今回は厚生労働省関連の助成金を取り上げましたが、前回の「民間助成金」や経産省「ものづくり補助金」、県「施設整備補助金」等と併せて効果的に活用して下さい。

当事業所も積極的にお手伝いします。